別表一　記載要領

1　この表は、法人が復興特別法人税に関する申告（法第53条第1項の規定による申告書又は法第54条の規定による申告書の提出をいう。）をする場合に記載すること。

2　「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、納税地又は法人名に変更があった場合に、変更前の納税地又は法人名を記載すること。なお、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

3　「復興特別法人税申告書（　　）」のかっこの中には、期限後申告（法第40条第14号に規定する期限後申告書の提出をいう。）をする場合は「期限後」と記載し、修正申告（同条第15号に規定する修正申告書の提出をいう。）をする場合は「修正」と記載すること。

4　「課税標準法人税額（15）又は0」の欄は、法第45条第3項の規定により課税事業年度（同条に規定する課税事業年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）とみなされる事業年度にあっては「（15）又は」を消し、その他の課税事業年度にあっては「又は0」を消すこと。この場合において、同項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度にあっては、「課税標準法人税額の計算」の各欄は、記載を要しない。

5　「課税標準法人税額（14）又は（14）×一）」の欄は、法第47条第2項各号に掲げる法人の同項ただし書に規定する最後の課税事業年度にあっては「14）又は」を消した上、「（14）×一）」の分子の空欄には当該各号に定める期間の月数を、分母の空欄には当該最後の課税事業年度の月数をそれぞれ記載し、その他の課税事業年度にあっては「又は（14）×一）」を消すこと。

別表一　各課税事業年度の復興特別法人税に関する申告書

税務署受付印	平成　年　月　日 税務署長殿	※税務署処理欄	
納税地	電話（　）　－		
（ふりがな） 法人名			
（ふりがな） 代表者 自署押印			
代表者住所			
経理責任者 自署押印			
旧納税地及び 旧法人名等			

平成　年　月　日
平成　年　月　日　課税事業年度分の復興特別法人税申告書　（　　）

課税標準法人税額（(15)又は0）	1	円	この申告が修正申告である場合	この申告前の	課税標準法人税額	6	円
復興特別法人税額 (1)×10%	2				控除税額	7	
控除税額 (16)＋(18)	3				復興特別法人税額	8	
差引この申告により納付すべき復興特別法人税額 (2)－(3)	4				還付金額	9	
この申告による還付金額 (20)	5			この申告により納付すべき復興特別法人税額（((4)－(8))若しくは((4)＋(9))又は((9)－(5))）		10	

課税標準法人税額等の計算

課税標準法人税額の計算	基準法人税額の計算	法人税額（法人税申告書別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」、別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	11	円	控除税額の計算	外国税額の控除額（別表三「11」又は「19」）	16	円
		法人税額の特別控除額（法人税申告書別表一(一)「3」、別表一(二)「3」、別表一(三)「3」、別表一の二(一)「3」、別表一の二(二)「3」又は別表一の二(三)「3」）	12			復興特別所得税の額（別表二「6の③」）	17	
		連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額（法人税申告書別表一(一)「5」、別表一(二)「5」、別表一(三)「5」、別表一の二(一)「5」、別表一の二(二)「5」又は別表一の二(三)「5」）	13			復興特別所得税の控除額（((2)-(16)）と(17)のうちいずれか少ない金額）	18	
		基準法人税額 (11)－(12)＋(13)	14			控除した金額 (3)	19	
	課税標準法人税額（(14)又は((14)×－)）		15			控除しきれなかった復興特別所得税の額 (17)－(18)	20	
					残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成　年　月　日		
					還付を受けようとする銀行又は郵便局名			

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）